

20231101

北海道ドローン研究会会則

2020年7月1日制定
2020年8月3日修正
2020年9月15日修正
2021年1月1日修正
2022年1月10日修正
2022年5月1日修正
2023年2月1日修正
2023年11月1日修正

第1章 名称

第1条 本会の名称は北海道ドローン研究会とする。

第2条 本会の略称を HDS (Hokkaido Dorine Study-Group) とする。

第2章 事務局

第1条 本会に事務局を設置し事務局長1名を置く。

第2条 事務局は本会の目的や活動に関する事項を行うと共に会を運営する。

第3条 本会の事務局を（〒063-0034）北海道札幌市西区西野4条10丁目12番12号 COMDRONE に置く。

第3章 目的および活動

第1条 本会の目的はドローンの調査、研究により飛行・撮影技術等の向上を図ると共に趣味としてのみならず災害時等に於ける社会貢献に寄与する。

第2条 本会は飛行の安全を最重視する、この為関連する各種ルールを認識し、これを順守する。

第3条 前条の目的を達成するための交流・情報交換の場として各種情報ツールとして以下の手段を用いる。

第1項 ドローン練習場に於いて「Try ドローン」を運用する。

第2項 LINE グループに於いて「あらんドローン」、「HDS-CAMP グループ」、「HDS-HAM グループ」、「HDS-FISHING グループ」、「HDS-FPV グループ」及び「HDS-Steering meeting」、「HDS-Committee 役員会」、「HDS-Chif-EM 首脳会議」、「HDS-CLUBHOUSE」、「HDS-Bonbonfire グループ」その他必要により追加する。

第3項 Web 会議に於いて 「Web ドローン」を運用する。

第4項 ホームページの活用に於いて

「北海道ドローン研究会公式ホームページ」<http://www.hds.comdrone.net/>

「メーリングリスト」HDS-ML、HDS-committee-ML、HDS-CAMP-ML

第5項 その他必要な手段を追加し運用する。

第4条 本会にドローン研究に兼ねて各種の共通活動を目的とする内部組織として各種の共通活動を行う部会を置き必要により追加する。

第1項 北海道ドローン研究会キャンプ部、略称「HDS-CAMP」を設置する。

第2項 北海道ドローン研究会無線部、略称「HDS-HAM」を設置する。

第3項 北海道ドローン研究会釣り部、略称「HDS-FISHING」を設置する。

第4項 北海道ドローン研究会 FPV ドローン部、略称「HDS-FPV」を設置する。

第5項 北海道ドローン研究会ゲーム部、略称「HDS-DG ドローンゲームメンバー」を設置する。

第6項 北海道ドローン研究会キャンプ部に焚火会、略称「HDS-Bonbonfire」を設置する。

第5条 本会はスポーツとしてのドローン飛行やドローン競技を行い又はこれ等の各種競技に積極的に参加する。

第6条 本会は青少年育成に心がけ未来のドローンパイロットの発掘や育成を積極的に行う。

第7条 本会の愛鳥及び愛花として「シマエナガ」及び「ラベンダー」を制定する。

第4章 会員

第1条 本会の会員資格は、特に制限や規制を行わないこととする。前章の活動に賛同且つドローンやキャンプ等に関心や興味があり入会の意思があれば会員とする。

第2条 会員の登録と退会

第1項 本会への入会は事務局に「入会申込書」での申し込み後、審査と確認を行い LINE グループ「あらんドローン」に加入する事で準会員として参加することを原則とする。

第2項 準会員は複数回の集会等への参加を基準として活動する事で正会員として参加する。

第3項 会員は自己の都合で退会を希望する場合は事務局に「退会申込書」での申し込み後、退会処理を行う。

第3条 会員の種類

第1項 正会員は本会に賛同して入会後、前条第2項の基準で承認された者とする。

(2) 正会員は年間を通じて活動する事が基本原則であり年間を通じて活動の無い場合は休会会員又は休止会員とする。

第2項 準会員は本会に賛同し前条1項の参加をした者とする。

第3項 家族会員とは正会員又は準会員の家族である会員とする。

第4項 協力会員は本会に賛同し活動の協力や支援をする会員とする。

第5項 賛助会員とは本会に賛同し活動の協力や支援をし、活動には直接参加しない会員とする。

第6項 未成年会員とは家族会員の中で18歳未満の会員とする。

第7項 道外会員とは北海道以外の居住会員及び一時的に北海道以外に居住している会員とする。

第8項 休会会員とは本会の趣旨に賛同し入会後に活動が一時的にできない会員とする。

(2) 休会会員は原則1年以内の期間とし、この期間を過ぎても復帰できない場合は休止会員とする。

第9項 家族会員、協力会員、賛助会員、道外会員、休会会員、休止会員及び未成年会員は運営・実行には直接関与せず活動に参加する事が出来る。

第10項 支援会員は北海道ドローン研究会に在籍するが、特定の部会であるキャンプ部、無線部、FPVドローン部、焚火会や釣り部等についての運営・実行や活動に参加する事ができる。

第11項 休止会員とは会員として実活動せずに会員登録のみの会員とする。

第4条 本会に協賛し協力や支援をする法人又は企業等は賛助会員とする、賛助会員は運営や実行には直接関与せず活動に参加する事が出来る。

第1項 賛助会員は本会の活動に供与できる物品について一定額程度以上の提供や寄付に於いて1万円相当以上を行った場合とする。

第5条 次の場合は理事会の議決により会員資格を喪失する。

第1項 会費を長期間滞納したとき。

第2項 本会又は会員相互での会員たるにふさわしくない言動や行動があったとき。

第3項 本会で周知した基本的なルールに従わないとき。

第5章 役員

第1条 本会には、会長1名、必要により副会長1-2名、会計、監事2名、理事複数名及び事務局を置くこととする。

(2) 各部等には各部等の運営の為に事務局を設置し自主運営を主体とする。名称は「(部名)事務局」とする。

第2条 役員の任期は2年とし再任可能とする。

第3条 各役員の職務は次のとおりとする。

会長は本会を代表し会を統括する、その他の役員はそれぞれ常識的な範囲で役名のとおりとし詳細は別に定める。

第4条 本会に特別会員として顧問を置くことができる。

第5条 役員が次に該当する場合総会の議決によりこれを解任する。

第1項 心身の故障により役員としての執行に堪えられないと認められるとき。

第2項 本会則に反する行為、役員たるにふさわしくない行為があつたとき。

第6章 理事会

第1条 本会に、役員をもつて理事会を構成する。

第2条 理事会は役員の発議により必要な都度開催し必要な決議を行う。

第3条 理事会の開催及び議決事項は必要により会員に周知する。

第7章 総会

第1条 総会は、正会員をもつて構成し、年に1回の定期開催とする。但し、必要がある時は臨時開催が出来る。

第2条 正会員以外の会員も総会に参加が出来、発言も可能であるが議決権はない。

第3条 総会の議決事項は以下のとおり

第1項 会則の変更

第2項 活動計画及び収支予算

第3項 活動報告及び収支決算

第4項 役員の選任又は解任

第5項 その他、会の運営に関する重要事項

※但し、前1項—5項に於いて軽微な場合は理事会で決議し、会員に周知後決定する。

第4条 総会は正会員の過半数の出席（WEB参加）又は参加（書面議決及び委任状議決は参加とする）をもつて開会する。

（但し、総会案内に対して正当な理由なく期日までに上記の出席又は参加が得られない者は参加及び賛同と見なす。）

第5条 総会の議決は出席した正会員の過半数をもつて決す、同数のときは議長が決する。

第6条 総会の議事については議事録を作成する。

第8章 会費及び入会金

第1条 会費は都度会費と年会費とし、年会費は加入翌月から会計年度の12月末日とする、都度会費は集会や活動を行つた都度の参加者分担とし、その都度決算を完了する。

第2条 会費及びその他の金銭的な受け渡しは電子マネーPayPay等で行う事を原則とする。

第3条 入会金は 8,000円とする、年会費は 2,400円とする。

但し、途中入会は入会の翌月からの月割（200円／月）計算とする。

第4条 特別会員及び賛助会員の入会金及び年会費はこれを徴収しない。また、北海道以外に居住する会員については当面の間徴収を行わない。

第5条 18歳未満の会員及び家族会員は年会費を免除とする。

第6条 会計年度を毎年の1月から12月とし、会計監査後に総会の承認を得る。

第7条 年度途中での退会及び除名会員に付いては入会金及び年会費の返還は行なわない、但し、運営上の都合で長期に活動をしなかった場合は返金が可能とする。

第9章 会則の変更

第1条 会則の変更を感じた会員はその都度会議に発議し会員に周知後理事会で協議し総会決議か理事会決議を決し会員に周知する。

第10章 寄付行為等

第1条 本会は会員又は第三者等からの金品の寄付申し込みがあった場合はこれを可能とする、この際は会員に通知する。

第2条 本会は行政機関等の補助事業・助成事業を受けることが出来る。

第11章 会員支援と普及広報

第1条 本会の会員支援と普及広報の為、公式ホームページを運用する。

第2条 ホームページの運用はレンタルサーバー等を使用し COMDRONE の支援を受けることができる。

第3条 ホームページの目的は、事務局の運用支援、会の普及・広報活動とし、各種のメールサービス、マーリングリストを運用する。

第4条 ホームページの運用は事務局とする、但し複数の会員に於ける分割運用を行う事とする。

第5条 賛助会員は申し出により本会のホームページに一定の広告及びリンクバナー等の掲載を行う事が出来る。

第12章 個人情報及び肖像権等に於ける撮影画像等の取扱い

第1条 個人情報及び会員が撮影した画像等の取扱いについては「個人情報保護に関する法律」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律」に基づいて行う。

第2条 本会はドローンの飛行や空撮を目的とする集会を主とする為、特に会員及び参加者を始めその撮影場所や第三者の映り込みに対する配慮を行う。

第3条 集会等に於ける撮影画像の取扱いは全て個人使用を基本原則とするが各種 SNS 等への投稿等は本会の広報活動やドローンの普及発展に貢献するものであり別に定める基準「北海道ドローン研究会個人情報及び肖像権等の取扱い要領」に基づいて適正に処理を行う。

第13章 会則の制定

第1条 本会則は2020年5月31日に発案し、2020年7月1日制定する。

第14章 その他

第1条 本会則に定めのない事項については必要な都度細則等を設定し運用する。

以上

付則

1 発会記録

本会「北海道ドローン研究会」の発会記録として下記の者の総意を得て発会とし、

発会会員とする。

2020年6月28日

2 発会記録

原本には ここに発会記録及び発会時会員署名を記入する

3 修正記録

(1) 2020年8月3日

第3章に第3条を追記する、7月31日発議8月3日施行

(2) 2020年9月15日

第2章に第4条を追記する、9月8日発議9月15日施行

(3) 2020年12月21日

会則の修正、総会、会費、会員支援と普及活動、会員及び役員について追記

2021年1月1日制定 2021年度施行（会費等は2021年3月31日まで猶予）

(4) 2022年1月10日

会則の追記、修正、会員資格、会員の種類を明記、準会員を明確化、退会要領規定、

2022年1月10日制定 2022年1月1日から暫定施行

(5) 2022年5月1日

キャンプ部会則への支援会員追加に於ける会員の種類を追記

(6) 2023年2月1日

FPV ドローン部を追記、入会金の変更、退会・除名時の返金を追記

(7) 2023年11月1日

会則の変更、入会金・年会費の変更、休止会員を追加、誤字脱字の修正、個人情報及び肖像権等に於ける基準の明確化、愛鳥、愛花及び焚火会を制定追加

但し、入会金及び年会費の変更は2024年1月1日からとする。